

# 非化石価値取引市場について

資源エネルギー庁

2022年5月25日

# はじめに

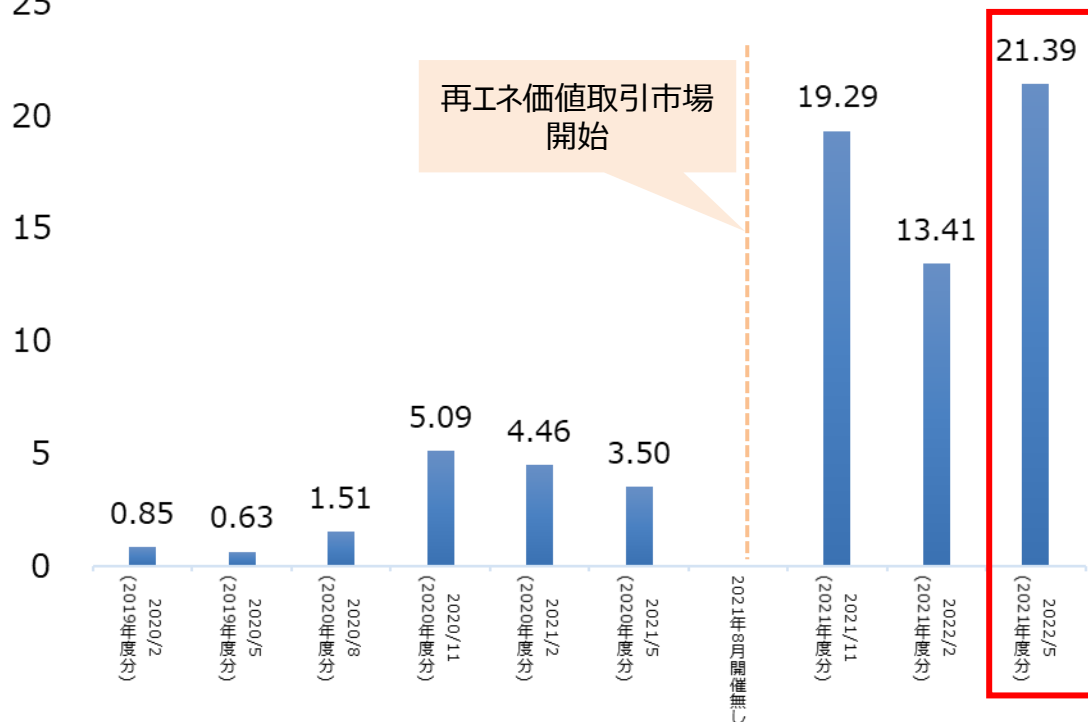
- 2022年5月2日～13日にかけて2021年度分の最終オークションが開催された。今回は当該オークションの結果を報告するとともに、21年度全体における市場取引の推移や現行の相対取引の状況についてご報告する。
- また、21年度における現段階での中間目標の達成状況についても共有する。

# 再エネ価値取引市場 オークション結果

- 2021年11月より、需要家や仲介事業者の直接参加を可能とした再エネ価値取引市場を開始。5月のオークションでは**約21億kWh**の取引が行われた。
- 約定最高価格は2.0円、約定最低価格は0.3円、約定価格は0.30円/kWh※。
- 小売電気事業を行わない**需要家は11者**、**仲介事業者を行う者は43者**が参加した。
- 約定量は過去最高を記録。仲介事業者も増加傾向。

[ 億kWh ]  
25

再エネ価値取引市場の結果推移



再エネ価値取引市場の結果

約定処理日	11月26日	2月10日	5月13日
約定価格 (円/kWh)	0.33円※	0.30円※	0.30円※
約定最高価格 (円/kWh)	1.60円	2.00円	2.00円
約定最安価格 (円/kWh)	0.30円	0.30円	0.30円
約定量 (百万kWh)	1,929	1,341	2,139
市場における 売入札量 (百万kWh)	55,954	83,551	108,175
市場における 買入札量 (百万kWh)	1,929	1,341	2,139
入札会員数	118	122	136

※約定量加重平均価格

# 高度化法義務市場 オークション結果

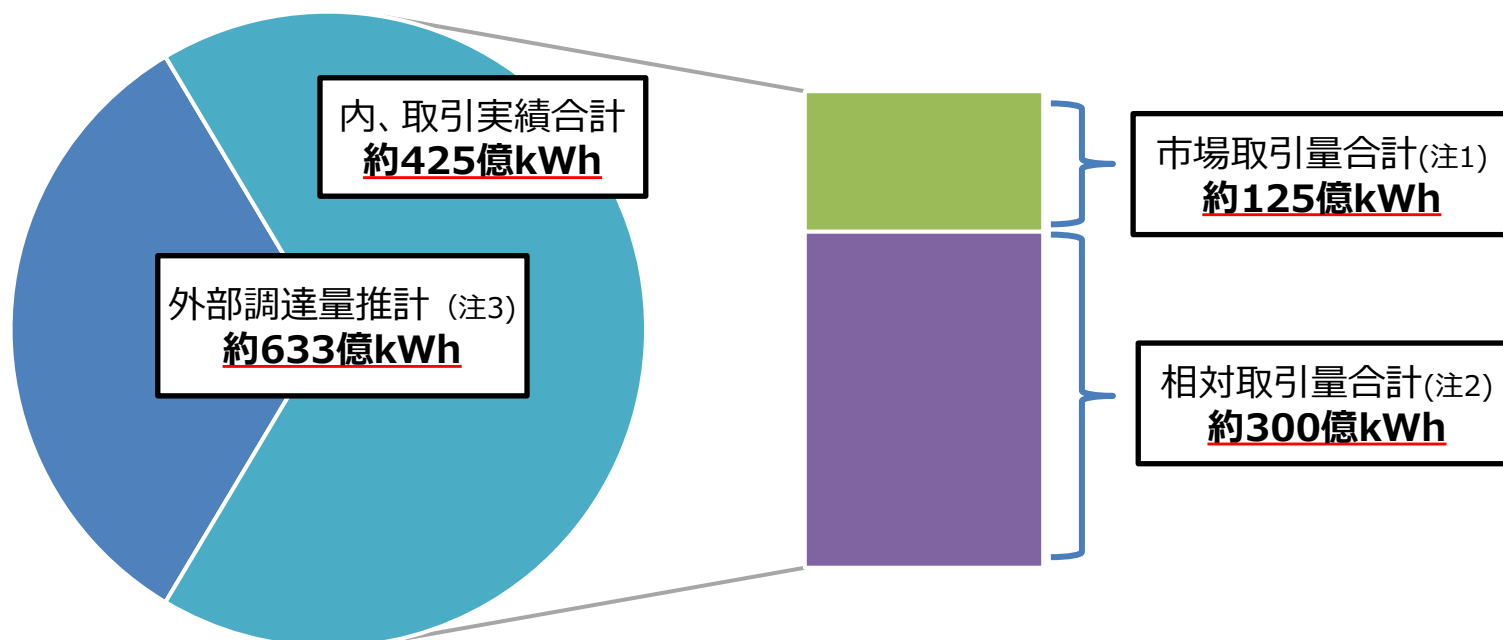
- 5月11日～12日にかけて、2021年度第3回の高度化法義務達成市場の取引結果が公表。結果は以下の通りとなった。
  - 再エネ指定：約定価格 **0.6円/kWh** / 約定量 **約0.4億kWh**
  - 再エネ指定なし：約定価格 **0.6円/kWh** / 約定量 **約3億kWh**
- 約定量は過去最低を記録。

項目	非FIT非化石証書 再エネ指定なし				非FIT非化石証書 再エネ指定			
	第1回 (2021)	第2回 (2021)	第3回 (2021)	第4回 (2021)	第1回 (2021)	第2回 (2021)	第3回 (2021)	第4回 (2021)
オークション回								
約定処理日 (価格決定日)	8月26日	11月24日	2月8日	5月11日	8月27日	11月25日	2月9日	5月12日
約定価格 (円/kWh)	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
約定量 (百万kWh)	416	3,130	2,257	320	1,744	1,846	2,825	35
市場における 売入札量 (百万kWh)	5,081	10,063	14,775	21,991	3,771	11,480	15,408	16,603
市場における 買入札量 (百万kWh)	3,912	3,130	2,257	320	3,935	1,846	2,825	35

# 2021年度における証書の需給状況

- 高度化法の対象である小売電気事業者(計56者) の2021年度の非化石証書の外部調達量は、約633億kWhと想定。これまでの市場・相対取引の実績量の合計は約425億kWh(内、市場取引量分：約125億kWh 相対取引量分：約300億kWh)
- 相対取引は市場取引の約2.5倍の取引実績となっている。

<参考> 21年度の証書外部調達量と取引量の状況



(注1) 市場取引量の合計は21年度計4回分 (非FIT証書) の合計値。  
(注2) 相対取引量は、22月5月中旬時点まででJEPXへ反映されている数量。  
(注3) 外部調達量には、20年度未調達分約200億kWhを含めている。

## 21年度における中間目標の外部調達状況

- 21年度の中間目標における外部調達の達成状況を確認すると、対象事業者の内、約半数は80%以上の調達達成率となっていた。他方、全体の2割ほどは同達成率が20%未満となっている。
- なお、第一フェーズ（2020年度～22年度）においては3カ年での平均による評価としている点および、以下の達成率では目標の共同達成は反映していない点は留意が必要。

2021年度 中間目標 外部調達状況	
100%以上	18者
80%以上100%未満	9者
60%以上80%未満	7者
40%以上60%未満	5者
20%以上40%未満	4者
0%以上20%未満	13者
合計	56者

注1) 達成率は、(市場および相対の実績値) ÷ (各社の21年度販売電力量×外部調達比率) で試算。  
なお、21年度の販売電力量については、直近の電力調査統計から年度分の各社の販売量を推計。

# 【参考】21年度の中間目標値における外部調達比率について

第52回制度検討作業部会  
資料3 (2021年6月4日)

- 他方、流動性がスポット市場対比低いと想定される本市場においては、少なくともスポット市場の平均的な需給バランス程度には需給バランスが確保されていることも合理的と考えられる。
- また、仮にリスクが顕在化した際にも一定程度の需給について供給に余裕を持たせることは、市場参加者のリスクセンチメント（市場心理）を和らげる効果もあると考えられる。
- これら他市場の需給バランスの直近数年間の状況や価格面での抑制措置、さらに大幅な市場の変更等の対応策、また電源側とのバランスを鑑み、21年度については**5%**を外部調達比率として設定してはどうか。
- なお、高度化法における中間目標については、2030年に向け段階的に需給をバランスさせることになるため、第1フェーズにおいても22年度の外部調達比率については、相応の引き上げを行うことが基本となる点は留意が必要。

21年度の証書の供給想定量と外部調達必要量とのバランス

証書供給  
想定量

単位：億kWh  
(四角枠内は比率)

			750
外部調達 比率	6.0%	720	1.04
	<b>5.0%</b>	<b>633</b>	<b>1.18</b>
	4.0%	547	1.37

※表内の数値は証書供給想定量÷外部調達必要量。1を超えていると供給>需要。

※20年度の外部調達必要量と購入実績量との差（21年度以降で調達必要）は約200億kWh程度と推計。

## 【参考】小売事業者の事業環境の変化

- 世界的な燃料価格の高騰の影響もあり、市場価格のボラティリティは一層高まっている。
- 燃料価格、スポット価格、先物価格は、昨年来、上昇傾向にある。そうした中での、ロシアによるウクライナ侵攻（2月）により価格はさらに上昇。
- スポット市場や先物市場の調達価格は、電灯・電力平均販売単価の水準と同レベルの水準※1であることを踏まえれば、小売電気事業者やこれから小売登録を申請する事業者は、従来どおりのビジネスモデルでは事業の継続は必ずしも容易ではないということに留意しながら、事業を展開することが必要。
- 現に、昨年来、破産、会社更生又は民事再生又<sup>に</sup>いたった小売電気事業者は15社存在。この他に、休廃止にいたった小売電気事業者が14社。
- 小売電気事業者破綻時には、需要家における迅速なスイッチング、最終的には、一般送配電事業者による最終保障供給（低圧はみなし小売電気事業者による特定小売供給※2）、破綻事業者への債権対応が必要となり、社会的な負担が増加することにも留意が必要。

※1 スポット市場や先物市場の価格には託送料金を含まないが、電灯・電力平均単価には託送料金を含む。

※2 沖縄電力については高圧を含む。